

島根県男女共同参画サポーター（男女共同参画推進員）設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、島根県男女共同参画条例が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、地域における男女共同参画を推進するため、島根県男女共同参画サポーター（以下「サポーター」という。）を設置し、その実施について必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第2条 サポーターは、市町村、公益財団法人しまね女性センター（以下「センター」という。）等と連携して、地域の実情に即した男女共同参画に関する啓発活動を行う。

（委嘱）

第3条 市町村長は、男女共同参画の推進に熱意を有する者をサポーターとして知事に推薦し、知事はこれを委嘱する。

2 市町村長は、男女共同参画の推進に熱意と見識を有する者を島根県男女共同参画アクティブサポーター（以下「アクティブサポーター」という。）として知事に推薦し、知事はこれを委嘱する。

なお、アクティブサポーターは、次のすべての基準を満たす者とする。

（1）新規の委嘱の場合

- ① サポーター経験年数3年以上であること
- ② これまでにセンターが主催する基礎研修、資質向上研修及びアクティブサポーター養成研修をすべて修了していること
- ③ 原則として、直近1年間に市町村と連携した活動の実績があること

（2）継続の委嘱の場合

- ① 直近3年間にセンターが主催する資質向上研修、アクティブサポーター養成研修又はセンター以外が主催する男女共同参画研修等を計2回以上受講していること
- ② 直近3年間に、原則として、毎年市町村と連携したサポーター主体の活動の実績があること

（解嘱）

第4条 知事は、サポーターからの辞退の申し出があった場合、または、サポーターとしてふさわしくないと認められる場合には、その職を解くことができる。

2 アクティブサポーターの解嘱については、前項で定めるサポーターの解嘱と同様とする。

（任期）

第5条 サポーターの委嘱期間は3年間とし、委嘱する日の属する年度の翌々年度末をもって終了するものとする。

ただし、年度途中等に委嘱した場合にあっても、既に委嘱されているサポーターの任期と同時期に終了するものとする。

なお、再任は妨げない。

2 アクティブサポーターの任期及び再任については、前項で定めるサポーターの任期と同様とする。

（サポーターの個人情報の提供）

第6条 県は、サポーターの活動を支援するため、本人の同意を得た上で、サポーターの個人情報（氏名、住所、連絡先、口座情報等）をセンターに提供することができる。

(研修等)

第7条 県は、サポーターの資質向上とサポーター相互の連携を深めるために、研修会や交流会を開催するとともに、サポーターの活動に必要な情報を提供するものとする。

(報告)

第8条 サポーターは、活動の内容を毎年度センターに報告するものとする。

(報酬)

第9条 サポーターの活動は、無報酬とする。

(経費の支給)

第10条 サポーター及びアクティブサポーターの活動に係る経費の支給基準については、別に定める。

(秘密の保持)

第11条 サポーターは、その活動に伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。サポーターを退いた後も同様とする。

(補則)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に委嘱されているサポーターの任期は、4の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。